

○八女西部広域事務組合八女西部清掃工場の設置条例

(昭和 49 年 2 月 26 日 条例第 20 号)

改正 平成 9 年 4 月 4 日条例第 3 号

平成 12 年 3 月 3 日条例第 1 号

平成 18 年 8 月 10 日条例第 3 号

(目的及び設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する衛生処理を行うため、ごみ処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 清掃工場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八女西部クリーンセンター	筑後市大字前津 2088 番地 6
八女西部リサイクルプラザ	筑後市大字前津 2105 番地 2

(管理運営)

第 3 条 清掃工場の管理運営については、組合長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 4 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 12 年 3 月 3 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 8 月 10 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。